

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 26 年度第 5 回所沢市国民健康保険運営協議会			
開 催 日 時	平成 26 年 10 月 29 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 3 時 30 分			
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟 3 階 全員協議会室			
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)			
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)			
説明者の職・氏名	様式第 2 号のとおり			
議 題	(1)国民健康保険税率等の改正について (2)その他			
会 議 資 料	議題(1) 資料内容 不足額 4 億 8 千万円を補うための税率等のケース			
担当部課名等	市 民 部 長	溝 井 久 男	市 民 部 次 長	金 子 美 也 子
	国 保 年 金 課 長	及 川 利 美	国 保 年 金 課 主 幹	山 崎 礼 子
	国 保 年 金 課 副 主 幹	森 田 英 明	国 保 年 金 課 副 主 幹	森 田 悟
	国 保 年 金 課 主 査	古 瀬 力	国 保 年 金 課 主 査	東 知 示
	国 保 年 金 課 主 査	高 濱 清 隆	収 税 課 長	三 上 淳
	収 税 課 主 幹	小 澤 一 良	収 税 課 主 幹	関 口 裕 教
			市 民 部 国 保 年 金 課	電 話 2998-9131

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事 務 局 （ 山 崎 主 幹 ）	司会 開会
会 長	開会の挨拶
事 務 局 （ 山 崎 主 幹 ）	<p>所沢市国民健康保険に関する規則（以下、規則）第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 18 名出席,内 1 名は遅れて入室）。</p> <p>配布資料の確認（本日の次第、運営協議会委員名簿、本日の席次表）規則（以下、規則）第 4 条第 1 項に基づき、議事進行を会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>議事に入る前に事務局から何か説明はありますか。</p>
事 務 局 （ 山 崎 主 幹 ）	<p>所沢市の会議の公開に関する指針に基づきまして、本日の議題につきまして、すべて公開でお知らせをしております。</p> <p>傍聴者に対しまして資料を配布することとなります。</p> <p>会議録の記録、確定につきましては、会議録は要約方式とし、発言者の委員名については、委員とだけ記載いたします。</p> <p>また、会議録の確定については、会長にご承認をいただき署名確定をする方法とします。</p>
議 長	<p>事務局からの説明のとおりでよろしいですか。</p> <p>（委員からの異議なし）</p> <p>本日の会議の傍聴希望者はありますか。</p>
事 務 局 （ 山 崎 主 幹 ）	傍聴人 8 名。入室。
議 長	<p>傍聴人の方に申しあげます。傍聴席におきましては、発言をしたり、議事についての可否を表明すること、また写真撮影、録音等は禁止されております。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。最初に議題（ 1 ）国民健康保険税率等の改正についてでございます。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>

事務局 (及川課長)	<p>議題の(1)国民健康保険税率等の改正についてご説明をさせていただく前に、前回の運営協議会で国民健康保険の境界層措置についてご質問がありましたので説明をさせていただきます。</p> <p>国民健康保険における生活保護法の境界層措置につきましては、保険税の減免、医療費の一部負担金の減免、いずれも境界層に対する規定はございません。以上でございます。</p> <p>続きまして、議題の(1)国民健康保険税率等の改正についてご説明をさせていただきますが、本日は特に資料をご用意してございません。前回までの資料及び説明等を参考に忌憚のないご意見をお願いいたします。なお、本日は、平均不足額4億8千万円を補うということ、賦課限度額を法定賦課限度額まで引き上げということ、資産割率あるいは平等割額の取り扱い、税率の変更、税率の引き上げに伴う緩和策などにつきまして順次、ご審議いただき答申の内容を確定させていただきたいと考えております。その後、その内容に基づき答申書を作成いたしまして答申したいと考えております。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がございましたが、本日の会議で順次、それぞれの項目について審議をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。まず初めに今後3年間にける平均不足額4億8千万円を税率等の改正により補うということにつきまして、あらためて委員の皆様のご質問、ご意見をいただき、決定したいと思います。何かご質問、ご意見はございますか。</p>
委員	<p>税率等の改正につきましては、議会で不成立となったと聞いておりますが、私は委員となって日が浅いため、詳しい説明は伺っておりません。よろしければ、税率改正案が議会で否決された経緯についてご説明いただければと思います。</p>
議長	<p>ただいまのご質問につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (及川課長)	<p>今年の3月議会において国民健康保険税率等の改正案が否決された経緯でございますが、昨年、運営協議会からいただいた答申の内容を尊重いたしまして、国民健康保険税の医療給付費分の賦課方式を現行の4方式から2方式に移行するものとし、所得割率を現行の6.5パーセントから7.6パーセントに引き上げ、均等割額を9,000円から22,400円に引き上げ、賦課限度額につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分ともに平成25年度の法定賦課限度額まで引き上げという内容の条例改正案を議会に提出いたしましたが残念ながら否決されてしまいました。</p> <p>そして数名の議員から3年間で段階的に賦課方式を2方式に変更する内容の修正案が提出されましたが、この案も否決されてしまいまし</p>

た。

主な理由について会派ごとにご説明いたします。

(民主ネットリベラル)

- ・消費増税が 4 月に実施される中、被保険者の多い世帯等についての激変緩和策を講じないのはおかしい。
- ・国民健康保険への一般会計からの法定外繰入金については、以前より被保険者 1 人当たり 1 万円を目安としているが、今回の改正にあたっては、繰入金の額は現状維持の 7 億円を前提としており、法定外繰入金の繰入額の増についての議論がなされていない。
- ・平等割廃止により均等割額が大幅に増額となることで、子供の多い世帯などの税負担増が著しくなり、国の少子化対策の流れに逆行している。
- ・国民健康保険の資産割については、少しでも加入者の所得再分配機能を持たせるため生まれたものであるから、これを廃止することによって所得割の影響を受ける所得層についてさらなる税負担増を求めることになる。

(日本共産党)

- ・毎年の国保会計の決算では多額の剰余金が出ており、平成 25 年度の決算を待ってからも税率等の見直しは間に合う。
- ・3 億 5 千万円の歳入不足額については、増税を行わなくても一般会計からの繰入で十分賄える。

(みんなの党)

- ・国保会計の想定される歳出を賄うため保険税の全体としての値上げはやむを得ないこと、そして、より負担できる被保険者への傾斜配分、つまりは応能負担の方向については理解している。しかしながら、その方向に持っていくためには、十分な議論を行った上で、適切な激変緩和措置を入れながらの制度設計が必要と考える。

(共生)

- ・国民健康保険の賦課方式については現行の 4 方式とすべきである。
- ・歳入の不足分については、増税により被保険者に負担を求めるのではなく、一般会計からの法定外繰入金で賄うべきである。
- ・国民健康保険特別会計については、決算で毎年黒字計上をしているのであるから、保険税の見直しは必要ない。

		<p>(自由民主党無所属の会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の運営を維持していくためには税率の改正はやむを得ない状況である。 ・今後の課題として、疾病予防の推進とジェネリック医薬品の利用促進、収納率の向上対策に努めて財源を確保し、子育て世代に還元していただきたい。特に子供の加入者が3人以上いる世帯に対する軽減措置をお願いしたい。 <p>以上でございます。</p>
議	長	他にご意見ご質問等がありますか。
委	員	<p>2点ほどお伺いしたいことがございます。</p> <p>1点目は、年間の平均不足額4億8千万円のもととなる歳入推計等についてお伺いいたします。すでに事務局からは説明をいただいている、私が聞き漏らしているかもしれませんが、第3回の運営協議会でいただいた資料の平成27年度、平成28年度の歳入推計額について、1年前の運営協議会でお示しいただいた資料の数字と比較いたしますと約13億歳入額が減っております。その理由について端的にご説明いただきたいと思っております。</p> <p>もう1点は資産割と平等割の取り扱いについてのご質問でございます。9月29日の第3回運営協議会の事務局の資料の説明で資産割を課税されている世帯数については、年間所得200万円以下の世帯が多くあるとのことでした。前回の答申では、資産割の不公平感や二重課税であるとの意見や平等割のメリットを享受する世帯が少ない等の判断から、資産割、平等割を廃止するというものでありましたが、資産割、平等割を廃止することで所得割や均等割が大きく引き上げられることとなり、先に申し上げた年間所得200万円以下で資産割を課されている世帯の税負担の緩和ということはございますが、反面、所得割や均等割の引き上げにより税負担増となる世帯についてより厳しい税負担を求めることになってしまうため、当面は所沢市の国民健康保険の収支のバランスが改善されるまで賦課方式を2方式化にするということについては、様子をみながら検討していくという考え方でよろしいか確認いたします。</p>
議	長	ただいまのご質問につきまして、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (及 川 課 長)		まず1点目のご質問でございますが、昨年お示しいたしました推計の歳入額につきましては、一般会計からの法定外繰入金7億円を含めた額でございます。今回、お示した推計の歳入額につきましては、法定外繰入金の額は除いております。また、昨年の推計につきまして

	<p>は、平成 24 年度までの決算状況から試算しておりますが、今回の推計につきましては、平成 25 年度の決算状況を反映させております。</p> <p>平成 24 年度と平成 25 年度の決算状況をみますと税収等の歳入額も減少しております。また、平成 26 年度に被保険者の退職医療制度の適用が廃止されることから、平成 27 年度から退職被保険者が減少していくことが予測されます。退職被保険者に関する医療費につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付金がでておりますが、この交付金の額が減少していくことも歳入総額が減少する理由のひとつであると考えられます。</p> <p>次に 2 点目のご質問の資産割と平等割の今後の方向性でございますが、昨年の運営協議会の中で当市の国民健康保険加入者の世帯状況や資産割のあり方についてご審議いただきまして、賦課方式は 2 方式とすることがふさわしいとの判断から資産割、平等割については廃止するという条例改正案を議会に提出したわけでございますが、先ほど申し上げました理由から否決されてしまいました。</p> <p>今回、再度、運営協議会で国民健康保険税率等の改正についてのご審議をお願いしているわけでございますが、昨年ご審議いただいた中でも賦課方式につきましては 2 方式がふさわしいとのことございましたことから、将来的には所得割、均等割については、廃止という方向で検討していただくことになると考えております。</p>
議 長	他にご意見ご質問等がありますか。
委 員	<p>平均不足額 4 億 8 千万円ということでございますが、この説明の中で年間の歳入不足額は約 14 億円と推計し、一般会計からの法定外繰入金で 7 億 5 千万円、第 2 市民ギャラリーの売却代金から 1 億 7 千万円を投入して、それでも足りない分の 4 億 8 千万円を税率の引き上げで賄うというものです。</p> <p>前回の運営協議会でも申し上げましたが、法定外繰入金というのは、広く市民の方からいただいた税金を投入するということでございますが、この中には、国保に加入していない方からの税収も含まれております。このため、税の平等性ということからも法定外繰入金の額については、少ない方がよろしいと思っております。不足額 4 億 8 千万円にはこだわらず、それ以上の歳入が見込める案も考えていった方がよろしいかと思えます。</p> <p>先ほどの委員さんの質問に対する事務局の答弁にもございましたが、各会派の議員の意見の中で、被保険者一人あたり 1 万円の繰入は必要であるという意見もございましたが、法定繰入金については、そのような性格のものであると思いますが、法定外繰入金については緊急的に繰り入れるものであると考えるのが妥当であると思えます。</p>

	必ずしも、今回の税込増額分については4億8千万円が上限ではないとの理解でよろしいか確認いたします。
議 長	ただいまのご質問につきまして、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (及 川 課 長)	<p>第3回の運営協議会の中で、今後3年間の推計では年間平均14億円の歳入不足が見込まれ、これを補うために、一般会計からの法定外繰入金7億5千万円、第2市民ギャラリーの売却代金1億7千万円を投入するものとし、その額を差し引いた4億8千万円について、国民健康保険加入者の皆様にご負担をお願いしたいとのご説明をさせていただいております。この中で、法定外の繰入金につきましては、市の財政当局をはじめ、関係部署と十分に協議をした結果、7億5千万円を今後3年間繰り入れていただけるということになりました。第2市民ギャラリーの売却代金につきましては、先の議会の中での市長の答弁にもございましたが、国保財政が大変厳しい状況であるということから、その全額の約5億2千万円を国保運営に充てていただけることになりまして、この売却代金につきましては今後3年間に均等に1億7千万円を投入していくということでございます。</p> <p>このようなことから、年間の歳入不足額14億円から法定外繰入金7億5千万円、第2市民ギャラリーの売却代金1億7千万円を差し引いて残りの不足額4億8千万円を税率等の改正で補いたいとしているものでございます。</p> <p>加入者の方に税の負担を求めるにあたっては、歳入の不足が生じた場合においても一定の限度があると考えております。急激な税率等の引き上げは、被保険者の方にとっては大きな負担となりますので、最低限の負担をお願いするということが肝要であると考えております。</p> <p>今回、被保険者の皆様にお願いただける税率等につきましては、平成23年度の税率引き下げ以前の平成22年度の税率等を上限といたしました。</p> <p>この平成22年度の税率等とした場合の税込増額の試算をおこないましたところ、不足額4億8千万円を十分に賄えるものでございました。このことから、この4億8千万円という額については、被保険者の方にご負担をお願いできる額であると考えております。</p>
議 長	他にご意見ご質問等がありますか。
委 員	<p>平成23年度の税率等の引き下げについては、私も委員でございましたので、平成22年度に約5億円の余剰金があったのでこの分を減税するというものであったと記憶しております。</p> <p>今回、不足額4億8千万円を被保険者にお願いただける額の上限ということであれば、賦課方式を2方式に変更するということについては、</p>

		<p>もう議論する余地はないと思います。</p> <p>また、今後の議論の中でも、税率等の引き上げで被保険者の方にお願ひするのは、4億8千万円を上限とすることを前提として考えていきたいと思います。</p>
議	長	<p>他にご意見等ございますか。意見が無いようですので、ここで確認させていただきたいと思います。一般会計からの法定外繰入金についても今後3年間は年間7億5千万円が限度であるとのことでございます。第2市民ギャラリーの売却代金を毎年1億7千万円投入するとしても、さらに年間4億8千万円の不足がでるとのことでございます。</p> <p>この不足額4億8千万円を税率などの改正により補うとのことではよろしいでしょうか。</p> <p>(異議を唱える者なし)</p> <p>異議なしということで、不足額4億8千万円を税率等の改正により補うものとしたします。</p> <p>次に賦課限度額については、法定賦課限度額まで引き上げることについて決定をしたいと思います。委員の皆様、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
委	員	<p>賦課限度額を法定賦課限度額まで引き上げた場合、医療給付費分で1万円、後期高齢者支援金等分で4万円、介護納付金分で5万円、合わせて最大10万円の税負担増となる世帯があるわけですが、このような世帯はどのような世帯なのでしょう、世帯所得や世帯構成なども含めてご説明ください。世帯数についてもお聞きいたします。</p> <p>また、賦課限度額を法定賦課限度額まで引き上げるとことは、今まで所沢市の賦課限度額は法定賦課限度額を下回っていたということになりますが、賦課限度額を法定賦課限度額まで引き上げていないことで国や県からのペナルティーや指導はあるのでしょうか。</p>
議	長	<p>ただいまのご質問につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (及 川 課 長)		<p>法定賦課限度額の引き上げにより、税負担増が10万円となる世帯については、主に世帯所得が1,400万円を超える世帯が対象となります。また、その世帯数については、約240世帯でございます。</p> <p>また、賦課限度額を法定賦課限度額まで引き上げることにより約1億3千万円の増収額を見込んでおります。</p> <p>次に賦課限度額を法定限度額まで引き上げていない場合に何か指導を受けるのかということですが、先月25日に県の指導助言がございまして、その際にも賦課限度額は法定賦課限度額まで引き上げるよう指導を受けており、賦課限度額を法定賦課限度額まで引き上げないことで、指定された交付要件に達せず、国からの財政調整交付</p>

		<p>金を受けられなくなる可能性もございます。</p> <p>補足でご説明させていただきますが、賦課限度額の引き上げにより税負担増となる、いわゆる影響を受ける対象世帯の医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分それぞれの年間所得額につきましては、医療給付費分が年間所得約800万円を超える世帯、後期高齢者支援金等分が年間所得約400万円を超える世帯、介護納付金分が年間所得約900万円を超える世帯でございます。</p>
議	長	<p>他にご意見ご質問等がありますか。</p>
委	員	<p>賦課限度額について意見を申し上げます。</p> <p>今までの協議会で提示されました資料から、賦課限度額の引き上げの影響による税負担増となる世帯につきましては、国民健康保険加入世帯の中でも比較的所得の多い世帯層であり、医療給付費分は年間所得約800万円、後期高齢者支援金等分は年間所得約400万円、介護納付金分は年間所得約900万円を超える世帯であることがわかりました。</p> <p>このようなシミュレーション結果を踏まえ、税の応能原則からみても賦課限度額については、法定賦課限度額まで引き上げることでよろしいかと思えます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。他にご意見ご質問等がありますか。</p> <p>意見が無いようなので、賦課限度額について皆さんに確認いたします。賦課限度額については、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分それぞれについて、法定賦課限度額まで引き上げることでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議を唱える者なし）</p> <p>異議なしということで、賦課限度額につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分それぞれについて法定賦課限度額まで引き上げるものといたします。</p> <p>次に税率の変更について審議いたします。はじめに資産割、平等割について引き下げるか現行のまま引き下げないこととするかについて決定したいと思えます。委員の皆さんにご質問、ご意見を伺います。何かございますか。</p>
委	員	<p>資産割、平等割につきましては、昨年の運営協議会におきまして賦課方式を4方式から2方式に変更するというところで廃止とする条例改正案を議会に提出しましたが、諸般の事情から否決されたということなので、今回は、やむなく4方式のまま税率等の改正を行うものでございますが、将来的には資産割、平等割は廃止し、賦課方式は2方式という方向であれば、資産割、平等割については引き下げていく</p>

	<p>というのが筋であると思います。</p> <p>具体的な数字としては、前回、お示しいただいた資料の中のケース、 のように資産割率を 27 パーセント、平等割については 16,000 円程度に引き下げるということでよろしいかと思ひます。いずれにしても資産割、平等割については、今後も引き下げていく方向を示すということが重要であり、将来的な賦課方式 2 方式への意思を示すということが必要であると思ひます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご意見ご質問等ありますか。</p> <p>意見が無いようなので、資産割、平等割について皆さんに確認いたします。資産割、平等割については、引き下げるということでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議を唱える者なし)</p> <p>異議なしということで、資産割、平等割につきましては、引き下げるということに決定いたします。</p> <p>次にそれぞれの税率について決定したいと思います。委員の皆さんにご質問、ご意見を伺います。何かございますか。</p>
<p>事務局 (及川課長)</p>	<p>委員の皆様それぞれにそれぞれの税率についてのご意見をいただく前に、事務局からご説明したいことがございます。前回の運営協議会終了後に委員の方から質問をいただいております。その質問の内容は、前回、お示した税率の組み合わせのケースの他に不足額 4 億 8 千万円を賄う税率等の組み合わせについては、どのようなケースが考えられるかというものでございました。このご質問のお答えといたしまして、事務局で資料をご用意いたしましたので、この場でお配りしたいと思います。それから、前回の運営協議会でお配りいたしました「税率改正に関するシミュレーション」も一緒にお配りいたしますので合わせてご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>(資料「不足額 4 億 8 千万円を補うための税率等のケース」、第 3 回の運営協議会で配布した資料「税率改正に関するシミュレーション」を配布)</p> <p>ただいまお配りいたしました資料「不足額 4 億 8 千万円を補うための税率等のケース」についてご説明いたします。資料の左から、平成 22 年度以前の税率等、次に現行の税率等、続いて税率等の組み合わせのケース、こちらのケースにつきましては、ただいまお配りした資料「税率改正に関するシミュレーション」のケースと同様の内容の組み合わせとなっております。</p> <p>次に資料「不足額 4 億 8 千万円を補うための税率等のケース」のケースにつきましては、第 3 回の協議会でお示しいたしました「税率改正に関するシミュレーション」のケースから平等割額を 1,000 円引き下げて 15,000 円としたものでございます。次に資料「不足</p>

		<p>額4億8千万円を補うための税率等のケース」のケース につきましては、第3回の協議会でお示した「税率改正に関するシミュレーション」のケース から均等割を500円引き下げて10,000円としたものでございます。</p> <p>今回の資料「不足額4億8千万円を補うための税率等のケース」のケース のように平等割を引き下げることで限度額世帯以外の世帯において税負担の緩和となります。また、資料「不足額4億8千万円を補うための税率等のケース」のケース のように均等割を引き下げることで所得の無い世帯や多人数世帯において税負担の緩和となります。</p> <p>今回の資料「不足額4億8千万円を補うための税率等のケース」のケース で示しましたように、所得割率を7.3%より0.1ポイント引き下げて7.2%とすることで、所得割率の引き上げによる税負担増の影響を受ける世帯の低所得者の応益割に対する税額軽減を受けられない世帯から限度額世帯に達しない世帯までの所得層の世帯に対して税負担が緩和され、年間所得金額200万円から600万円の所得層の世帯においては税負担の緩和となります。</p> <p>また、今回の税率等の改正につきましては、平成22年度までの税率等を上限として改正することを基準としておりますことから、平成22年度以前の税率と比較して、所得割率で0.1ポイント、資産割率で3ポイント、均等割額で500円、平等割額で1,000円というように、すべての課税項目において低くなっておりますことから、すべての世帯に配慮した税率等の組み合わせとなっております。</p> <p>資料の説明につきましては以上でございます。</p>
議	長	ただいま事務局より資料が配布され、資料についての説明がございましたが、このことについてご質問、ご意見をお願いします。
委	員	もう一度確認の意味でお聞きしたいのですが、今回の税率等の改正で一番の税負担増の影響を受ける世帯はどのような世帯なのでしょうか。
議	長	ただいまのご質問につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局 (及川課長)		今回、税率のシミュレーションパターンにつきましては、所得割の引き上げにより影響を受ける世帯でございます。税額の増額幅で見ますと所得400万円から600万円の所得層になると思われれます。税負担増額で見ますと年間に約5万円から約9万円の増額となる見込みでございます。
議	長	他にご意見ご質問等がありますか。

委 員	ただいま税率の設定について事務局より説明がございましたが、前回の資料の税率引き上げによるモデル世帯別影響額のどのケースをみましても増税額が一番大きいのは、400万円から600万円の所得層であることがわかります。このことから、今回の税率改正における税率等の組み合わせについては、ただ今事務局から配布されました資料「不足額4億8千万円を補うための税率等のケース」の中のどのケースで税率等の見直しを行うことが一番適当であると思います。
議 長	ただ今、今回お配りした資料「不足額4億8千万円を補うための税率等のケース」の中ではケースの税率等の組み合わせが一番適当であるとの意見がございましたが、他にご意見はございますか。資料のからまでのそれぞれのケースについて検討していただき、この中で、どのケースが適当であるかをその理由も示しながら、ご意見をお願いします。
委 員	確認ですが、さきほど、委員からのケースが適当であるとのご意見がございましたが、どの資料のケースについてのことですか。
委 員	本日、配布されました資料のケースでございます。
委 員	本日配布された資料「不足額4億8千万円を補うための税率等のケース」のからまでのケースでございますね。わかりました。 それでは、私の意見を述べさせていただきます。先ほど決定いたしましたように資産割、平等割については、将来的には廃止に向かう方向であり、税率等については引き下げていくとこのことですので、その点からみましても、ケースからのいずれのケースをみましても資産割、平等割については、現行の税率より引き下げるものとなっております。次に所得割と均等割につきましては、所得割率を7.2パーセントあるいは7.3パーセントにするのか、均等割額を10,000あるいは10,500円にするのかというものでございますが、このからのケースについて、増税額がどれも不足額4億8千万円を補えるものであれば、どのケースを採用してもよろしいかと思いますが、先ほどの説明によりますと、所得割率を変更することによって年間所得400万円から600万円の所得の世帯が大きく影響を受けるということでございます。均等割額を変更することについては、全ての世帯が影響を受けるとのことですので、このようなことを考えますと先ほどの委員さんの意見と同じくケースの組み合わせで税率等の改正を行うのが適当であると思っております。
議 長	ただ今いただきましたご意見をまとめますと、今回お配りした資料「不足額4億8千万円を補うための税率等のケース」のケースが適

		当であるとのことですが、他にご意見はございますか。
委 員		前回いただいた資料「税率改正に関するシミュレーション」のケースを基に今回の資料「不足額4億8千万円を補うための税率等のケース」のケース、を設定したとのことですが、計算上不足額4億8千万円を補えることにはならないのではないですか。
議 長		ただいまのご質問につきまして、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (及川課長)		今回ご提示させていただきました資料「不足額4億8千万円を補うための税率等のケース」の から について、再度シミュレーションを行いました結果、どのケースにつきましても4億8千万円を補えることは確認しております。
議 長		それでは、まだ発言されていない委員さんもございますので、税率の組み合わせケースにつきまして委員全員の意見をお聞きしたいと思います。
委 員		<p>(委員意見抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料「不足額4億8千万円を補うための税率等のケース」の から の中では、税率等の引き上げにより税負担額が一番増加する中間所得層について増税額の緩和となる のケースがよろしいと思います。 ・各所得層についての税負担の割合等を考えましても、資料「不足額4億8千万円を補うための税率等のケース」のケース がよろしいと思います。 ・今後の消費税引き上げの動向等の予測も難しいことから、税率の引き上げにより、被保険者に負担を求める額については、不足額4億8千万円をお願いすることによろしいかと思います。 <p>(税率等の組み合わせについて、委員全員の意見を聞いた結果、出席委員全員が、今回提示した資料「不足額4億8千万円を補うための税率等のケース」のケース が適当であるとの意見であった。)</p>
議 長		<p>ありがとうございました。ただいま、出席の委員さん全員に税率等の組み合わせについてお伺いいたしましたが、今回提示されました資料「不足額4億8千万円を補うための税率等のケース」のケース がよろしいとのことのご意見でございます。税率等につきましては、ケースの組み合わせとすることに決定いたします。</p> <p>次に緩和策について、事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
事 務 局		それでは緩和策についてご説明いたします。ただいま資料をお配り

<p>(及 川 課 長)</p>	<p>いたします。</p> <p>(資料配布)</p> <p>お手元にお配りいたしました資料は、第3回運営協議会でお配りいたしました資料の中の3ページでございます緩和策についての内容を記したものでございます。昨年の答申の内容で今年の3月議会に条例改正案が承認されなかった際に、子育て世帯や税額が急激に増額となる世帯に対する激変緩和策を講じるべきであるのご意見がございましたことから、今現在、考えられる緩和策について提示させていただきました。</p> <p>緩和策を講じるにあたりましては、財源の確保が必要でございます。お手元の資料でございます保険税を減免するという緩和策につきましては、その減収分を確保するための財源が必要となります。また、保健サービスの向上に係る緩和策につきましては、ここで緩和策を実施した場合、将来的にこの緩和策を打ち切るとするのは難しいものと考えられますので、継続的にこの緩和策に係る財源を確保する必要があります。財源の確保につきましては、これ以上の一般会計からの繰入は難しい状況でありますことから、緩和策を講じる場合には、被保険者に対してさらなる税負担を求めることとなります。</p> <p>なお、低所得者に対する配慮につきましては、税の軽減措置が講じられておりますが、税率等の改正により負担が重くなる世帯層に対しては、保険税の緩和策を行うということも考えられるのではないかと考えております。</p> <p>緩和策についてのご説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から緩和策についての説明がございましたが、委員の皆様の意見をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>緩和策を講じるためには財源が必要であるということで、新たな課題を与えられたと感じているところです。国保税につきましては、収納率が他の市税と比較して非常に低いとの報告をいただいております。収納率の向上についての今後の方針等があれば、これを実行していただいたうえで、税収を確保し軽減措置を行っていただきたいと思っております。また、激変緩和ということですから、全世帯への緩和というものではなく、例えば子育て世代や低所得者層に対する配慮を優先的に行っていくものであると思っております。</p> <p>それから、私達、医療関係者におきまして、本年度、自主的にジェネリック医薬品の使用促進について医師会、歯科医師会、薬剤師会ともに対策を進めているところでございまして、なるべく医療費全体を抑えるという取組を行っているところでございますので、医療費の削減について今後とも努力を続けていくことを申し上げまして、是非とも財源の確保についてもお願いしたいと思っております。</p>

委員	<p>本日、所沢市広報を目にしましたが、その中で、所沢市として国民健康保険の運営のために様々な取組を行っており、財源の確保が必要であるとの記述がございましたが、国民健康保険の被保険者の高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病等の増加により、年々医療費が増えているという中で財源を確保し、安定的な国保運営を行うことは大変困難なことであると認識しております。</p> <p>いつでも、安心して医療を受けられる国民健康保険制度は、私達の生活のうえで大変重要な制度であり、今後も引き続き財源の確保や医療費の抑制対策等に取組んでいただき、安定した国民健康保険運営を続けていただくことをお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>ただ今、委員から、国民健康保険税の収納率についてのご意見がございましたので、収納担当課よりご説明をお願いいたします。</p>
収税課長	<p>収納率向上対策につきましては、訪問、電話、文書による催告及び滞納者の実態把握の強化を図るほか、休日、夜間収納窓口の開設、コンビニ収納制度の活用及び口座振替を推進する等、納付機会の拡大及び納付の利便性を図り、収納率の向上に努めているところでございます。また、本年度からは、納税推進員を活用しまして現年度の未納案件を中心に訪問及び電話による納付勧奨を行い、現年度分の早期完納を促し、新規滞納繰越案件の発生防止を図るものでございます。なお、収納にあたりましては、相手の生活状況を考慮いたしまして無理のないよう対応するものでございます。</p> <p>以上のようなことを踏まえまして、収税課職員一丸となりまして収納率向上に努めてまいりたいと考えております。</p>
議長	<p>他にご意見ご質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、以上で税率等、それぞれの項目について決定いたしましたので、これから答申案の作成に向けて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (及川課長)	<p>それでは、本日決定いたしました税率等の内容につきまして確認をさせていただきます。医療給付費分の税率等につきましては、所得割率6.5パーセントを7.2パーセントに引き上げる。資産割率30パーセントを27パーセントに引き下げる。均等割額9,000円を10,500円に引き上げる。平等割額17,000円を16,000円に引き下げる。</p> <p>賦課限度額につきましては、医療給付費分の賦課限度額50万円を51万円に引き上げる。後期高齢者支援金等分の賦課限度額12万円を16万円に引き上げる。介護納付金分の賦課限度額9万円を14万円に引き上げる。</p> <p>なお、これまでの運営協議会の中でいただきましたご意見の内容を</p>

		文章にいたしまして付帯意見として答申案を作成いたします。
議	長	<p>ただいま、事務局より答申の内容についての確認がございましたが、委員の皆様、ただいまの内容でよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これより事務局の方で答申書の案を作成いたしますので、それまで暫時休憩とさせていただきます。再開は午後 3 時 5 分とさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(休 憩)</p>
議	長	<p>それでは、再開いたします。ただいま、答申書の案が配布されましたので、答申書の案について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 (及 川 課 長)		<p>ただいまお配りいたしました答申書の案について読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(答申書の案を読み上げる)</p>
議	長	<p>事務局より答申書の案を読み上げていただきましたが、委員の皆様、ただ今の答申書案の内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議を唱えるものなし)</p> <p>異議なしということで答申書の内容につきましては、ただいまの答申書の案のとおりといたします。</p> <p>以上で議題(1)については、審議を終わります。事務局お願いいたします。</p>
事 務 局 (山 崎 主 幹)		<p>それでは、これより市長をお呼びし、運営協議会を代表いたしまして会長から市長へ答申を行うこととなります。市長をお呼びしますので少々お待ちください。</p> <p style="text-align: center;">(市長入室、着席)</p> <p>お待たせいたしました。これより会長から市長へ答申をお願いいたします。</p>
会	長	<p style="text-align: center;">(答申書朗読、提出)</p>
事 務 局 (山 崎 主 幹)		<p>市長から挨拶がございます。</p>
市	長	<p>こんにちは。大館靖治所沢市国民健康保険運営協議会会長をはじめ、運営協議会委員の皆様にはお忙しい中、何度も何度も国民健康保険のあるべき姿を議論していただきまして、本日、答申をいただくことになりました。今までのご労苦に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。今、いただいたように、</p>

	<p>賦課方式 4 方式から 2 方式に向かう、その方向は、よいものであるということ、そして、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割についてご指示をいただいたこと、また、賦課限度額については引き上げざるを得ないであろうということ等を答申いただきました。</p> <p>さらに付帯意見として収納率を上げろということ、ジェネリック医薬品の利用促進等の様々な医療費抑制のための施策は進めていきなさいということ、法定外繰入金については、制限なく繰り入れるものではないということ、そして税負担が急に上がる世帯については、それなりの対応をいなさいという付帯意見をいただきました。このいただいた意見を、しっかりと尊重して担当に案をきちんと作らせて 1 2 月議会に臨んでいきたいと思っております。</p> <p>本当に残念ながら、医療給付費については、国民健康保険はこの 5 年間の平均でおおむね 6 億 5 千万円増えている状況の中で、やはり、それでも最後の砦となる国民健康保険の維持は、一番大切な命題であると思っております。そうした中での皆様が出していただいた、ぎりぎりのところでの方向性、ご意見だと思っておりますので、しっかりと議員の皆様にも、その状況とその気持ちを伝えて、しっかりと議会で理解していただいて、国民健康保険体制を堅持していきたいと思っております。</p> <p>皆様の今までのご労苦に対して心から感謝申し上げ、また、これからもご指導をいただきますことをお願い申し上げまして御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
事務局 (山崎主幹)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで藤本市長につきましては、所用のため退席させていただきますのでご了承願います。</p> <p>(市長退室)</p>
議長	次に、議題(2)「その他」でございます。事務局より何かありますか。お願いします。
事務局 (及川課長)	<p>その他につきましては、特にございません。</p> <p>先ほど、市長からもございましたが、本日の答申を尊重させていただきましたので、1 2 月議会に国民健康保険税率等改正議案として提出させていただきます。</p> <p>また、議案の写しと議案資料、議会スケジュールが整い次第、委員の皆様へ郵送させていただきますのでよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>それでは、本日の議事については、これで終了とさせていただきます。せっかくの機会でございますので委員さんから何かございますか。</p> <p>(委員からは特になし)</p> <p>事務局より、連絡事項はありますか。</p>

事務局 (山崎主幹)	<p>今後のスケジュールでございますが、今のところ年内は、運営協議会でご審議いただく案件はございません。</p> <p>ということになりますと、委員の皆様の任期が本年12月31日でございますので、特に何もなければ、本日が任期中、最後の協議会になります。</p> <p>よって恐縮ではございますが、市民部長より、委員の皆様にお礼のご挨拶をさせていただきます。</p>
市民部長	<p>大館会長様をはじめ委員の皆様には、公私ともご多忙中にもかかわらず2年間、委員をお務めいただきましてありがとうございました。</p> <p>この2年間につきましては、本当に激動の2年間だったとの印象を持っております。それだけ委員の皆様にはご尽力いただきましたこと、本当にありがとうございます。市といたしましても引き続き持続可能な国保ということに努めていく所存でございますので、なにとぞ皆様方におかれましても国保事業に対しまして引き続きご理解とご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>最後になりますが、皆様方の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げてご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。</p>
事務局 (山崎主幹)	<p>ありがとうございました。</p> <p>今後、委員の皆様の所属団体を通じまして新委員の選出をお願いする予定でございますのでよろしくお願いいいたします。</p> <p>また、年が明けましたら新委員の皆様にお集まりいただきまして運営協議会を開催させていただく予定でございます。</p>
議長	<p>以上で議事はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
事務局 (山崎主幹)	<p>大館会長におかれましては、長時間に渡り議長をお務めいただきありがとうございました。</p> <p>それでは、最後に閉会のことばを、吉野会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
職務代理	閉会の挨拶
事務局 (山崎主幹)	閉会

平成26年度第5回所沢市国民健康保険運営協議会出欠簿			
代表区分	所属		氏名
被保険者代表	所沢青色申告会		竹島 美保子
	いるま野農業協同組合		鹿島 正之助
			諸星 賀津美
	所沢市連合婦人会		木下 登美子
	所沢商工会議所	×	吉澤 富江
	所沢市自治連合会		小峰 啓佑
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会		柳 内 仁
			梨子 田 行 孝
			駒崎 敏 郎
			黒河 圭 介
	所沢市歯科医師会		島田 和 浩
	所沢市薬剤師会		齋藤 祐 次
公益代表	市長が定める者		大館 靖 治
			君田 典 子
			吉野 貞 治
	所沢商店街連合会		小澤 正 明
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会		秋葉 義 男
	連合埼玉西部 第四地域協議会	×	浅見 富 美 明
	被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	×
公立学校共済組合 埼玉支部			水野 淳 司
西武健康保険組合			早川 正 道